

# 三宅法律事務所 東京事務所 開設15周年記念 民法(債権法)改正シンポジウム

日 時	平成29年9月21日(木) 午後1時30分～午後4時30分 (午後1時開場) 終了後、立食パーティーを開催いたします。
場 所	経団連会館(ダイヤモンドルーム)
申込方法	<a href="https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/15th-symposium.html">https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/15th-symposium.html</a> 上記URLよりお申込みお願い致します。
参加費	無 料( 定員200名 )

弊所は、平成14年に東京事務所を開設し、このたびお蔭様で15周年を迎えることができました。つきましては、弊所東京事務所15周年を記念して、下記のとおり記念シンポジウムを開催させていただきます。

本年5月26日に「民法の一部を改正する法律」が成立し(6月2日公布)、民法制定以来初めてとなる債権法の抜本的な改正がされたところでありますが、この改正が企業法務に与える影響については、様々な業界において非常に強い関心が集められています。本シンポジウムにおいては、法制審議会民法(債権関係)部会の幹事として審議に携わられた道垣内弘人教授及び山本和彦教授をお招きし、企業法務の第一線でご活躍されている企業実務家の方々とともに、企業法務における民法改正に関する問題についてパネルディスカッションをさせていただく予定です。なお、シンポジウム終了後には、ささやかではございますが立食パーティーも開催させていただきます。

ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

時間	内容
13:30～16:30	<b>第一部 基調講演</b> 道垣内弘人 教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
	<b>第二部 パネルディスカッション</b> 改正民法における相殺、定型約款及び契約不適合責任等に関し、以下のような論点について、具体的設例をもとにディスカッションを行います。 「差押え前の原因」に基づいて生じた債権を自働債権とする相殺をもって差押債権者に対抗できるとの条項が現行実務に与える影響など 事業者間契約を含めた各種契約における条項の定型約款への該当性、変更の手続など 契約不適合責任について現行実務に与える影響など
17:00～19:00	懇親会 (立食パーティー)

## パネリスト・モデレーターのご紹介

パネリスト	(講師) 道垣内 弘 人 教授	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	山本 和彦 教授	一橋大学大学院法学研究科教授	(50音順)
	(企業) 北澤 哲郎 様	日本生命保険相互会社法務部長	
	小林 俊明 様	鹿島建設株式会社法務部長	
	八木 崇典 様	株式会社三井住友銀行法務部長	(50音順)
(弊所) 長谷川 宅 司	弊所パートナー弁護士(代表社員)		
モデレーター	渡邊 雅之	弊所パートナー弁護士	
	井上 真一郎	同上	
	松崎 嵩大	同上	

## 会場のご案内

〔住所〕

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-3-2

経団連会館 4階 ダイアモンドルーム

〔アクセス〕

東京メトロ「大手町」駅 C2b出口直結

JR各線「東京駅」丸の内北口 徒歩5分



## 立食パーティのご案内

経団連会館 5階に会場を移し、ささやかな懇親会を開催いたします。

ご参加いただける方は、参加申込書にてお知らせください。

## お申込みのご案内

弊所のホームページ 又は 下記URLよりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/15th-symposium.html>

お申込みを受け付けましたら、E-mail又はFAXにて、後日ご連絡差し上げておりますので必ず返信をご確認ください。

同部課からのお申込みは、2名様程度までとさせていただきます。

お問い合わせ先 : 03 - 5288 - 1021(代表) (担当:野村、吉野、堀口)

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございます。(定員は200名です。)

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。

詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。